

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2020年7月27日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2021年3月17日付)</p>
<p>第10条 (料金等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者（後記第3項において定義します。）に通知するものとします。また、各種料金等の具体的な金額および算定方法は、当社が別途定めるところによります。 2. 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約がなされた月の末日までの料金等をお支払いいただくものとします。 3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフーその他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。 4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。 6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。 	<p>第10条 (料金等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者（後記第3項において定義します。）に通知するものとします。また、各種料金等の具体的な金額および算定方法は、当社が別途定めるところによります。 2. 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約がなされた月の末日までの料金等をお支払いいただくものとします。 3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフーその他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。 4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。 6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。 7. 会員は、会員の本サービスの利用状況および料金等を、当社が別途定める方法にて当社 Web サイト上で照会できるものとします。 8. 請求明細書の書面発行を希望する場合、会員は当社

	<p>所定の手続きに従い当社所定の手数料を支払い申し込むものとします。</p>
<p>第 13 条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりとします。</p> <p>契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、会員は解除料として 9,500 円 (税抜) を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、以下に該当する場合はこの限りではないものとします。</p> <p>(1) 2015 年 8 月 31 日以前に本サービスへ申し込みを行い、かつ接続機器を購入し、第 9 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月に本サービスの契約を解除した場合</p> <p>(2) 第 8 条第 4 項に該当する場合または移転後 8 日以内に会員が当社所定の方法により接続不可の申告をし、当社が当該申告を承諾した場合</p> <p>3. 当社が提供する固定ブロードバンドサービス (付随するオプションサービスを含む) を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,000 円 (税抜) を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>	<p>第 13 条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりとします。</p> <p>契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、会員は解除料として 10,450 円 (税込) を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、以下に該当する場合はこの限りではないものとします。</p> <p>(3) 2015 年 8 月 31 日以前に本サービスへ申し込みを行い、かつ接続機器を購入し、第 9 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月に本サービスの契約を解除した場合</p> <p>(4) 第 8 条第 4 項に該当する場合または移転後 8 日以内に会員が当社所定の方法により接続不可の申告をし、当社が当該申告を承諾した場合</p> <p>3. 当社が提供する固定ブロードバンドサービス (付随するオプションサービスを含む) を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、11,000 円 (税込) を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>
<p>第 38 条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。</p> <p>プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円 (税抜) を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、2015 年 8 月 31 日以前に本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第 37 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。</p> <p>3. 当社が提供する固定ブロードバンドサービス (付随するオプションサービスを含む) を同月内に解約するこ</p>	<p>第 38 条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。</p> <p>プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,300 円 (税込) を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、2015 年 8 月 31 日以前に本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第 37 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。</p> <p>3. 当社が提供する固定ブロードバンドサービス (付随するオプションサービスを含む) を同月内に解約するこ</p>

<p>とにより解除料が重複して発生する場合は、10,000円（税抜）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>	<p>とにより解除料が重複して発生する場合は、11,000円（税込）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>
--	--